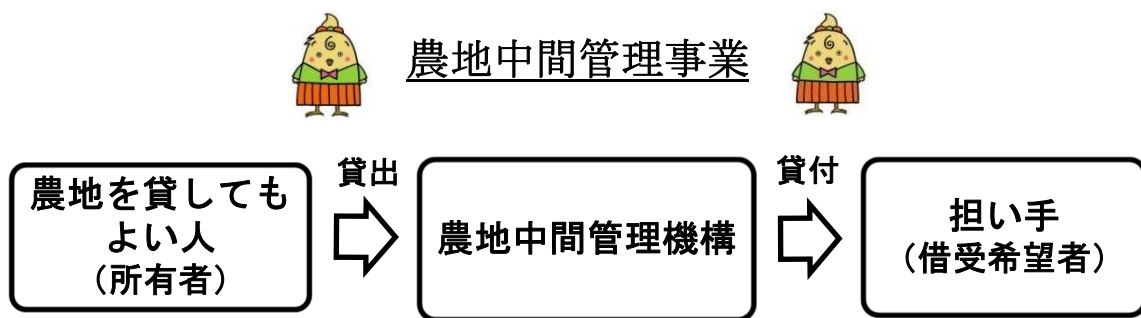


あなたの農地、貸しませんか。

安心して農地が貸せる

# 農地中間管理事業のあらまし

農地中間管理事業は、愛知県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地を貸してもよい人（所有者）から農地を借り受けて、担い手（借受希望者）に貸付けをします。



※農地中間管理事業の特徴・対象農地等は裏面をご覧ください。

## 農地利用集積円滑化事業による貸付けをしている方へ

JAあいち中央（農地利用集積円滑化団体）を転貸人とした農地利用集積円滑化事業貸付の新規受付は行っておりませんので、今後、農地利用集積円滑化事業貸付を更新する場合は、農地中間管理事業による貸付けとなります。

なお、現在契約中の農地利用集積円滑化事業貸付は、契約期間満了まで有効となっています。

## 申込みの手続き

※JAあいち中央各支店の窓口へ申込みください。

申込書等の書類は、JAあいち中央各支店に用意してあります。

※毎年9月下旬までに申込みください。

**ご相談は**

JAあいち中央各支店窓口、営農企画課(73-4400)

安城市役所農務課農地係(71-2234)



## ～農地中間管理事業について～



特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間の満了後、自動的に返還されます。</li> <li>・手続きは、所定の用紙に必要事項を記入するだけなので簡単です。</li> <li>・地域の話し合いに基づき策定した『地域計画』に位置付けられた担い手に貸付けを行います。</li> <li>・担い手の決まっていない農地は、個別に調整を行います。（農地の場所・現況により担い手の調整ができない場合があります。）</li> <li>・地域の話し合いにより担い手の変更になる場合があります。</li> <li>・共有または未相続の場合、権利（持分）の過半を超える方の同意により農地を貸し付けることができます。</li> </ul>
対象農地	<p>市街化調整区域内</p> <p>※農地法第3条による許可を受けて農地を取得した後、3年以上経過していない農地は原則として貸し付けることができません。</p>
貸付期間	<p>3年・6年・10年・15年</p> <p>※農業者年金の「加算付年金」を受給している場合は、10年以上の貸付けが必要です。</p>
固定資産税の軽減	<p>10年以上の貸付け（最初の3年間） 固定資産税を2分の1に軽減</p> <p>※軽減を受けるためには、地域計画の区域ごとに、所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を同一年度内にまとめて貸し付ける必要があります。</p> <p>なお、本事業が始まった平成28年以降、新たに農地中間管理機構に貸付をした農地に限ります。</p>



## 次の事項にご注意ください



### 納税猶予対象農地の貸付けについて

平成21年12月14日以前の相続により相続税の納税猶予の適用を受けている農地を貸し付けた場合、引き続き納税猶予は継続されますが、従来の20年の納税猶予期限が終身（所有者の死亡の日）となりますので注意が必要です。